

決済制度の現状と課題 ～資金決済法関連を中心に～

弁護士 坂勇一郎

<目次>

- 第1 制度概要としくみ等
- 第2 規制の横断化の必要性・重要性
 - 1 規制の横断化
 - 2 収納代行
- 第3 利用者資金の保全（前払い・即時払い）
- 第4 セキュリティ
- 第5 加盟店管理等
- 第6 消費者被害・犯罪行為の抑止と被害救済（犯収法等）
- 第7 不正利用の補償
- 第8 個人情報・プライバシーの保護等

第1 制度概要としくみ等①

	支払手段	法律	監督省庁
前払い	前払式支払手段	資金決済法	金融庁
即時払い	銀行振込等	銀行法	
	資金移動	資金決済法	
	(収納代行)	—	
後払い	信用購入あっせん等	割賦販売法	経済産業省
	(BNPL)	—	—

※ 上記のほかに、電子決済手段が存する。

※ 本報告ではカード等を発行しない2月以内の後払いをBNPLとしている。

第1 制度概要としくみ等②

< 決済と法制度 >

	決済サービスの特徴等		決済サービス	定義条文等
前払い	取引時確認義務なし・払戻し不可		前払式支払手段	資金決済法3条1項
即時払い	銀行による送金サービス※ ¹		デビットカード、振替等	銀行法2条2項2号
	銀行以外による	銀行以外の送金サービス※ ²	資金移動	資金決済法2条2項、2条の2
		(代理受領) 事前チャージ不可	(収納代行)	—
後払い	カード等の 交付・付与あり	2月超後払い	包括信用購入あっせん	割賦販売法2条3項
		2月以内後払い	二月払購入あっせん	割賦販売法35条の16第2項
	カード等の 交付・付与なし	2月超後払い	個別信用購入あっせん	割賦販売法2条4項
		2月以内後払い	BPNL	—

※1 電子決済等代行業者（銀行法2条17項1号）（登録制）が介在する場合がある

※2 第2種資金移動業・第3種資金移動業では、送金に結び付いた事前チャージが認められる。前払式支払手段と異なり、事前チャージ型の資金移動は、取引時確認義務があり、払戻しが可能。

第1 制度概要としくみ等③

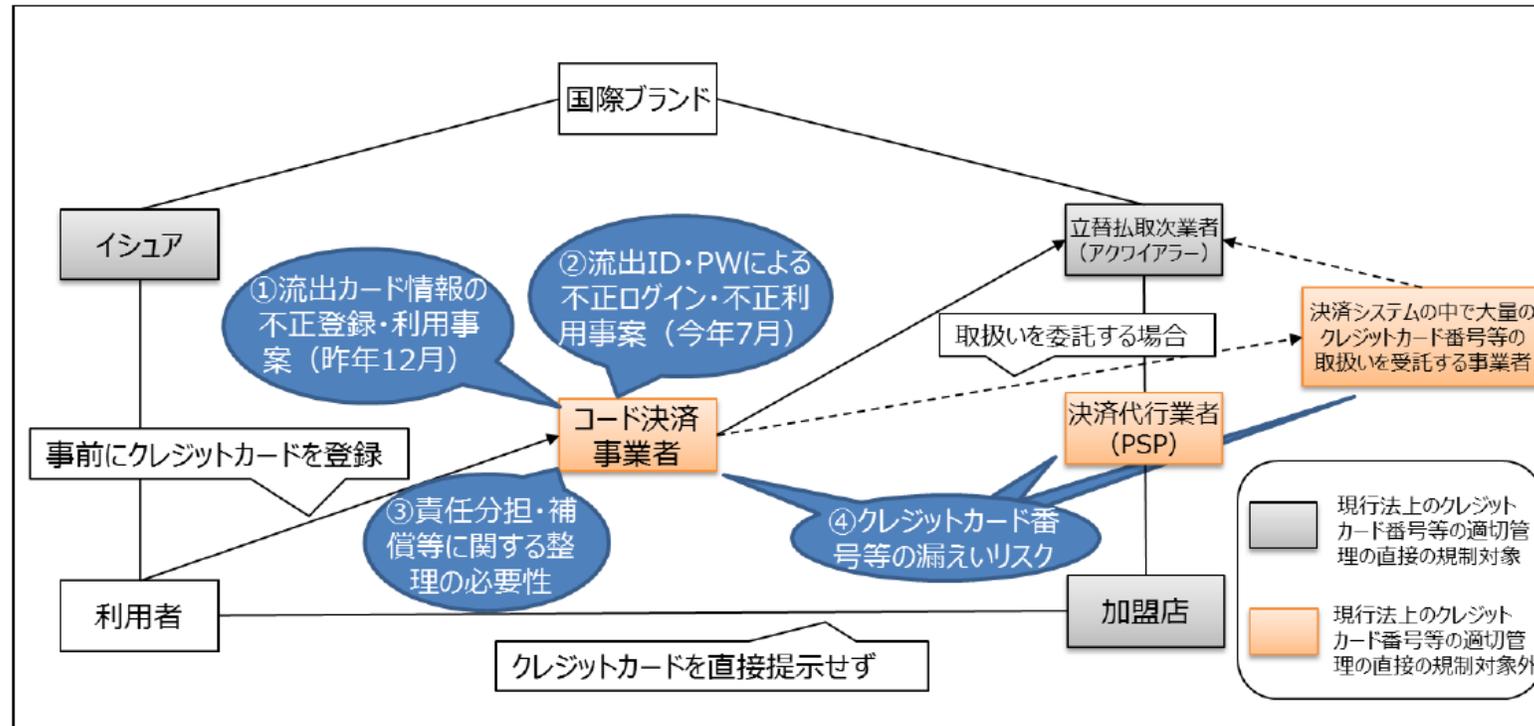
- ・ <決済サービスにおける分業（利用者への発行と加盟店管理）>

主体	業務
イシュア	カード等の発行業務 ・ 利用者の決済サービスの契約の相手方 ・ カードやID等を発行 ・ 利用者からチャージや後払い資金を受入れる （加盟店やアクワイアラに対し支払いを行う）
アクワイアラ	加盟店管理業務 ・ 加盟店が受ける決済サービスの直接・間接の相手方 ・ 加盟店への決済サービスを提供（イシュアからの資金の支払い） ・ 加盟店の管理（事前審査・途上審査等）
決済代行業者	加盟店管理業務等の代行 （複数・多数の決済の代行を行う）

- ※ 上記は主としてクレジットにおける分業を示したものである。
- ※ 前払式支払手段は、法制上はイシュアとアクワイアラの分離を前提としていない。
- ※ 資金移動は、加盟店管理業務は必ずしも規制対象となっていない。

第1 制度概要としくみ等④

【図 15】コード決済事業者等を取り巻くクレジットカード取引と昨今の不正利用事案等の整理



(割販報告書※より)

※ 経済産業省・産業構造審議会・商務流通情報分科会・割賦販売小委員会最終報告書「当面の制度化に向けた整理と今後の課題～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」(2019年12月)

* 現行法では、オレンジの業者も2020年改正法によりカード番号等適切管理義務が課されている。

第1 制度概要としくみ等⑤

<コード決済>

コード決済	QRコードやバーコードを用いたキャッシュレス決済
店舗提示型コード決済 (店舗提示型)	決済に際し、契約店にあらかじめ設置されているQRコード又は契約店側の動的QRコード表示端末に表示されたQRコードを利用者が自己のスマートフォン等のモバイルデバイスで読み取る方式。 (MPM方式、ユーザースキャン)
利用者提示型コード決済 (利用者提示型)	決済に際し、利用者が自己のスマートフォン等のモバイルデバイスにバーコード又はQRコードを表示して契約店舗側の処理端末に読み取らせる方式。 (CPM方式、ストアスキャン)
コード決済事業者の提供するサービスは、 決済に関する情報の伝達	
コード決済において利用される決済手段 ・電子マネー等の前払式支払手段。 ・デビットや口座引落とし等（即時払い）。 ・クレジットカード等（後払い）。 (・ポイント充当。)	

※法制上は、コード決済事業者は、資金決済法や割賦販売法の中で、登録業者や登録業者からの受託業者等として、位置づけられる。

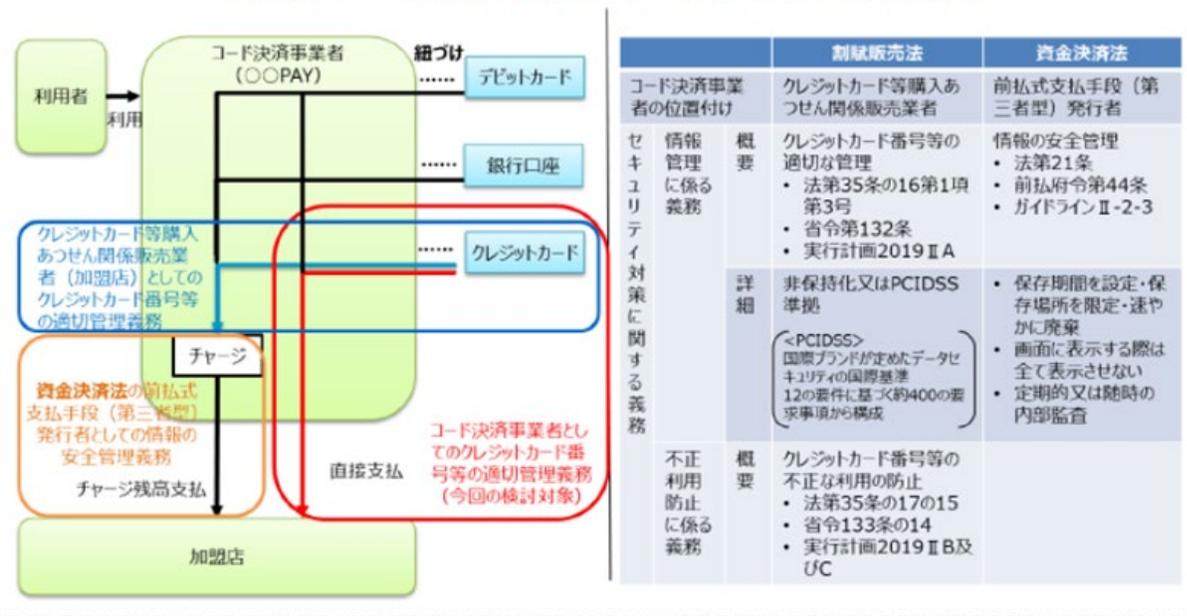
第1 制度概要としくみ等⑥

【参考】コード決済事業者にかかる義務の整理

例えば、コード決済事業者には、現行法上、クレジットカードによりチャージを行うケースでは、クレジットカード等購入あつせん関係販売業者として、クレジットカード番号等の適切管理義務がかかることに加え、資金決済法上の前払式支払手段(第三者型)発行者として、情報の安全管理義務がかかるなど、事業を営むに当たり、複数の法律の対応が求められる場合がある。

(クレジットカードでチャージができる前払式支払手段(プリペイドカード等)においても同様に、割賦販売法と資金決済法の義務がかかる構造となる)

【図 20】コード決済事業者にかかるセキュリティ対策義務



(割販報告書より)

第1 制度概要としくみ等⑦

<決済サービス提供の特徴>

- 規制の対象となっていない決済サービスがある。「収納代行」「立替払い型後払い決済」（2月を超えないID・カード等を発行しない後払いサービス）は、資金決済法・割賦販売法の規制対象となっていない。
- 複数の決済サービスを組み合わせたサービス提供が行われている。例えば、クレジットカード払いで電子マネーにチャージするような場合、クレジット部分は割賦販売法、電子マネー部分は資金決済法が適用される。
- ID・カード等の発行業者や加盟店管理業務を行う業者と加盟店との間に決済代行業者が介在するようになってきた。決済代行業者は、①登録業者として直接規制される者、②登録業者からの指導・監督を通じて間接的に規制される者、③間接的な規制も及ばない者がある。
- 1の事業者が複数の決済サービスを提供している。

<この間の変化>

- ①分業がさらに高度に発達し、決済サービスが複雑化・多様化。
- ②加盟店管理業務を行うプラットフォーム業者としての決済代行業者。
- ③顧客管理、加盟店管理の双方において、情報産業化の傾向・可能性。

第1 制度概要としくみ等⑧

<決済法制の課題>

- ① 決済サービスが**確実**に行われること（**セキュリティ**の確保を含む）。
- ② 利用者資金の預入れを伴う決済では、**利用者資金が確保**されること（前払い、即時払い）。
- ③ 与信を伴う決済では、**過剰な与信**が行われないこと（後払い）。
- ④ 無権限者による**不正利用**が行われないこと。行われた場合に適切に救済されること。
- ⑤ **悪質加盟店**による被害が生じないこと。生じた場合に適切に救済されること。
- ⑥ **個人情報保護・プライバシー保護**等。
- ⑦ **マネー・ロンダリング**に用いられないこと。

<現行法制度の概要>

- 前払式支払手段・資金移動は、決済サービスの確実な履行と利用者資金の保全を柱とした制度（資金決済法）。
- クレジットは、決済サービスの確実な履行、過剰与信防止と悪質加盟店による被害防止を柱とした制度（割賦販売法）。

第1 制度概要としくみ等⑨

	第三者型 前払式支払 手段	資金移動	収納代行	包括クレジット	BNPL
参入規制・監督	○登録制	○登録制	×	○登録制	×
情報管理	○	○	(×)	○	(×)
利用者資金保全	○(半額)	○(全額)	×	—	—
過剰与信防止	—	—	—	○	×
加盟店管理	○	×	×	○	×
紛争解決	○	○	×	○	×
抗弁対抗	×	×	×	○	×
無権限利用	×利用規約	×利用規約	×利用規約	×利用規約	×利用規約
取引時確認	△	○犯収法	×	○犯収法	×
その他	払戻し禁止	1種～3種	(代理受領)		

第1 制度概要としくみ等⑩

<日弁連の主な意見書>

(略称)	意見書	概要
2019年意見書 (2019年9月)	金融審議会「金融制度スタディ・グループ」「『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告（基本的な考え方）」についての意見書	決済法制の制度整備全般に関する提言
2021年意見書 (2021年12月)	資金移動業者の口座への賃金の支払に関する意見書	賃金のペイ払いへの反対
2022年意見書 (2022年3月)	電子的支払手段等の規律の在り方に関する意見書	電子的支払手段・前払式支払手段

第2 規制の横断化の必要性・重要性①

1 規制の横断化

<金融審議会・金融制度スタディ・グループ中間整理

—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—2018年6月19日（抜粋）>

ITの進展や利用者ニーズを起点としたアンバンドリング・リバンドリングの動きなどを踏まえると、イノベーションの促進や利用者利便の向上の観点から、多様なプレイヤーを各業法の業態に当てはめて規制するよりも、業態をまたぐものを含め、まずは各プレイヤーが自由にビジネスモデルやサービスを選択した上で、選択されたビジネスモデルやサービスの果たす機能・リスクに応じて、ルールを過不足なく適用していくことが重要と考えられる。

また、規制が緩い業態への移動や業態間の隙間の利用等を通じた規制の回避を防止し、利用者保護や公正な競争条件を確保する観点からも、機能・リスクに応じたルールとしていくことが重要と考えられる。

こうしたことから、現在基本的に業態別となっている金融規制体系をより機能別・横断的なものとし、同一の機能・同一のリスクには同一のルールを適用することを目指すことが重要な課題である。

第2 規制の横断化の必要性・重要性②

＜金融審議会・金融制度スタディ・グループ中間整理

—機能別・横断的な金融規制体系に向けて—2018年6月19日（抜粋）（続き）＞

すなわち、同一の機能の中でも業務の内容やリスクの差異がある場合にはそれらに応じてルールの内容を調整することとしつつ、同一の機能には同一のルールを対応させることを基本とすることが考えられる。

また、異なる機能間においては、各機能の特徴に応じた対応を行うことが基本となるが、その上で、規制目的を共通にする部分については、異なる機能間においてもルールをできるだけ共通化していくことが考えられる。

さらに、このような機能別・横断的な金融規制体系を検討する際には、金融サービスのみならず、それと一層一体化しつつある非金融サービスと金融業との関係についても視野に入れていく必要がある。

このほか、現行制度では、金融システムのネットワーク構造の変化などが必ずしも十分に想定されておらず、新たなネットワーク構造の下におけるルールとしては必ずしも効率的でない面がある。

金融システムのネットワーク構造が変化していけば、従来のルールを当てはめて規制するよりも、当該ネットワーク構造の性質に応じて新しい捉え方をする方が実効的な場合が考えられる。

第2 規制の横断化の必要性・重要性③

< 割賦販売法改正に際しての参議院経済産業委員会の附帯決議（令和2年5月12日） >

六 決済関連法制の横断化に向けては、AI・ビッグデータやブロックチェーンといった近時の技術革新の進展及び国際的な動向等を踏まえ、利用者・事業者双方にとってシームレスで利便性の高い制度となるよう、関係省庁間で緊密に連携し、その具体的な検討を更に進めること。その際、消費者保護の観点からは、規制のすき間が生じることのないよう、その制度設計に特に留意すること。

(求められる対応)

- 同一の機能・同一のリスクに同一のルールを適用する規制の横断化を進めるべきである。
- 横断化は、リスクベースの枠組みにて、規制の漏れが生じないようにすべきである。
- 利用者保護の実効性を確保しつつ、できるだけシンプルなシステムアーキテクチャの構築を促進する観点からも検討すべきである。
- 海外の法制、特に欧州のPSD2を参考に整備をすべきである。

第2 規制の横断化の必要性・重要性④

<日弁連意見書の指摘する規制の横断化に関する課題>

- ・ (規制の横断化)

決濟法制の具体化に際しては、規制の緩和に偏することなく、利用者にとって安全・安心な決濟手段を確保すべきである。規制の回避を防止し、利用者保護や公正な競争条件を確保する観点を重視して、同一の機能・同一のリスクに同一のルールを適用する規制の横断化を進めるべきである (日弁連・2019年意見書・意見の趣旨第1項)

- ・ (収納代行)

収納代行・代金引換等については、資金移動業の規制対象とすることを原則とすべきである。特に、一般利用者が事業者の信用リスクを負担するものについては、利用者保護が実効的に確保されるよう留意すべきである (日弁連・2019年意見書・意見の趣旨第4項)

- ・ (貸金の形態による後払いサービスと割賦販売法)

ポストペイサービスのうち、特定の販売業者等と密接な牽連関係の下で商品・サービスの販売を条件として代金相当額を当該販売業者に交付し後払いを受ける取引については、割賦販売法が適用されることを改めて明確化し、周知すべきである (日弁連・2019年意見書・意見の趣旨第6項 (1))

- ・ (前払式支払手段と送金サービス)

譲渡が自由に行われ、送金手段として機能する前払式支払手段については、為替取引として実効的な規制・監督が確保されるべきである (日弁連・2022年意見書・意見の趣旨2 (2) (2))

第2 規制の横断化の必要性・重要性⑤

2 収納代行

<収納代行と規制対応①>

	第三者型 前払式支払 手段	資金移動	収納代行	包括クレジット	BNPL
参入規制・監督	○登録制	○登録制	×	○登録制	×
情報管理	○	○	(×)	○	(×)
利用者資金保全	○(半額)	○(全額)	×	—	—
加盟店管理	○	×	×	○	×
取引時確認	△	○犯収法	×	○犯収法	×

<収納代行と資金移動業としての規制対象>

- 従前より、収納代行は、必ずしも規制対象と扱われてこなかった。
- 令和2年資金決済法改正により、収納代行とされる決済サービスの一部が、資金移動業として規制されることが明確化された（資金決済法2条の2、府令1条の2）。
- 上記の明確化以外の部分は、規制対象外と明確化されたわけではなく、また将来にわたって規制されないわけでもなく、規制対象となるかは個別に判断する（資金移動ガイドラインI-2）。

第2 規制の横断化の必要性・重要性⑥

<収納代行と規制対応②>

	受取人が消費者個人	受取人が法人等
支払い時に債務が消滅 (代理受領)	一部につき規制対象であることを明確化※ エスクローやプラットフォームは規制対象と必ずしも扱われていない	個別判断 (規制対象と必ずしも扱われていない)
支払い時に債務が消滅しない	規制対象	規制対象※ ¹

- ※ 規制対象と明確化されたもの
- ・ 割り勘アプリ型のサービス
 - ・ エスクロー及びプラットフォーム以外のサービス

※1 金融庁・「令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等」に関するパブリックコメントの結果・「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」、金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ」報告16頁。

第2 規制の横断化の必要性・重要性⑦

<収納代行における問題事案①>

i. 阿武隈町誤振込事案における決済代行業者への出金

- 同誤振込事案において、誤振込を受けた者は、デビットカード、インターネットバンキングでの振込を通じて決済代行業者に出金し、その後オンラインカジノに資金移転。マネー・ロンダリングが図られたと指摘されている。

ii. 海外投資被害事案における収納代行

- 海外投資事案において、海外事業者が、無登録で投資助言・代理業を行った等として、裁判所から禁止・停止命令が発出された（東京地裁令和3年12月8日）^{※2}。
- 同事案については、顧客からの海外送金において介在した収納代行業者の行為について、客観的には、投資詐欺における違法な勧誘等を幫助したものと指摘されている（東京地裁令和5年7月25日判決。もっとも、収納代行業者が投資詐欺であることを認識していたと認めるに足りる証拠はないとして、同業者の責任は否定された。）

※2 SKY PREMIUM INTERNATIONAL PTE. LTD.事案

https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2021/2021/20211208-1.html

第2 規制の横断化の必要性・重要性⑧

<収納代行における問題事案②>

iii. 収納代行を利用した詐欺事案

- 債権者の本人確認が必要ないことを背景に、収納代行を利用した詐欺事案も発生している^{※3}。

～問題事案等に関する若干の検討～

- 実質的に送金の一部を担っているものは、為替取引規制の対象と考えられる。
- 利用者の支払い時に債務が消滅するものでないものは、本来、収納代行に該当しない。
- 金融機関の口座を利用した（海外）送金において、収納代行と称する者が介在することにより、金融機関から本来の送金人や受取人の把握が困難となると、マネロン対策上問題がある^{※4}。
- 上記の状況が、悪質事業者や犯罪組織等にとって、利用しやすいものとなっており、利用者被害の背景となっている。
- 収納代行については、概念的な議論よりも、具体的に実態把握の上で、（必要に応じて類型を分け）合理的な規制の在り方を検討する必要がある。

※3 国民生活センター「速報！コンビニ払いを支持する架空請求にご注意！」

※4 なお、金融庁「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策の現状と課題（2022年3月）」

第2 規制の横断化の必要性・重要性⑨

(求められる対応)

- 収納代行については、実態を把握し、機能に応じた規制枠組みを整えるべきである。
- 送金の一部を担う収納代行（代理受領でないもの）は、為替取引規制の対象となることを明確化し、法執行を強化すべきである。
- 問題事案の状況に鑑みると、受取人が法人等である収納代行も規制対象とすべきである。
- エスクローやプラットフォームについては、受取人が法人である場合も含め、利用者資金の保全、セキュリティ（情報管理）、加盟店管理、マネロン対策（取引時確認）等について実態を把握し、決済法制上、適切な規制を検討すべき。（自主規制で対応しているものについては、自主規制の実施状況を調査・検討すべきである^{※5}。）

※5 後払いに関するが、割販法等の規制対象とされていない立替払い型の後払い決済サービス（本報告のBNPL）については、国民生活センターが自主的対応を求めている（「（特別調査）消費者トラブルからみる立替払い型の後払い決済サービスをめぐる課題」（2020年1月））。なお、後払い決済サービスについては、その後日本後払い決済サービス協会（2021年5月設立）が自主規制を行っている。

第3 利用者資金の保全（前払い・即時払い）①

	第三者型 前払式支払手 段	資金移動	収納代行
参入規制・監督	○登録制	○登録制	×
利用者資金保全	○（半額）	○（全額）	×

	現行の保全制度
前払式支払手段	3月末・9月末の未使用残高の2分の1を供託等 ～2分の1の水準しか保全されない 残高が増えた場合、2分の1すらも保全されない
資金移動	100万円以下の送金では、利用者からの受入金残高を1週間以内 ごとに計算し、その全額の水準を供託等 5万円以下の送金では、分別管理預金によることが可
収納代行等	保全制度はない

第3 利用者資金の保全（前払い・即時払い）②

（求められる対応）

- 第三者型かつ、I C型及びサーバ型の前払式支払手段の利用者資金の保全については、全額の保全をを求める制度とすべきである（日弁連・2019年意見書・意見の趣旨第3項）。
- 5万円以下の**分別管理預金**では、利用者の優先弁済権を認める制度とすべきである
- **収納代行**についても、利用者資金の保全を確保すべきである。

第3 利用者資金の保全（前払い・即時払い）③

（参考・国の歳入等キャッシュレス法、公金収納デジタル化法）

- 国の歳入等キャッシュレス法、地方公共団体への公金納付デジタル化法では、決済サービス提供者が破綻した場合、納付者は二重請求され得る。
- 前払式支払手段では、利用者資金は半額の水準しか保全されていないので、発行者破綻の場合、納付者は徴収を免れない。

↓

- 前払式支払手段は、対象としないこととする。または、
- 公金収納を認める「指定納付受託者」につき、前払式支払手段発行者には、全額保全と同程度以上の十分な保全を求める必要。

- 衆議院・内閣委員会・附帯決議（2022年3月16日）

「2 指定納付受託者の未納付により歳入等の委託者が二重払い等の不利益を被ることがないように、万全の措置を講ずること」。

第4 セキュリティ①

<セキュリティに関する規律>

	包括クレジット	二月払	前払式	資金移動	収納代行
発行者	◎	×	◎	◎	×
アクワイアラ	◎	◎			
代行業者（権限あり）	◎	◎	△	△	×
代行業者（権限なし）	○	○			
加盟店	○	○	×	(×)	×

◎＝参入規制（登録義務）＋情報の適正な取扱い義務等。

○＝カード番号等適切管理義務（参入規制なし）。

△＝登録業者による委託先への指導。

第4 セキュリティ②

- 割賦販売法では、関連業者や加盟店を含めクレジットカード番号等適切管理義務（割賦販売法35条の16）等の制度が整備され、これを受けて、業界団体の自主規制においても、各事業者が講ずるべきセキュリティ措置が詳細に定められている。割賦販売法では、セキュリティの強化が推進されている（経済産業省「クレジットカード決済システムのセキュリティ対策強化検討会 報告書」（2023年2月））。
- 前払式支払手段発行者・資金移動業者に対しては、登録業者に情報の安全管理義務が課される（資金決済法21条・49条）ほか、委託先の指導義務（同法21条の2・50条）が課せられる。
- 収納代行は、規制対象と扱われておらず、セキュリティに関する規制も存しない。
- セキュリティ上の問題は、複数の決済手段が連携する際に、その連結点で生じているケースがあり、規制対応が行われている。他方、収納代行との連結点における脆弱性が懸念される。

第4 セキュリティ③

(求められる対応)

- **前払式支払手段や資金移動**についても、包括クレジットが目指す水準と同レベルのセキュリティが確保されているか検証し、必要な制度整備を行うべきである。
- **収納代行**においてもセキュリティの確保を図るべく、調査・検討と制度整備をすすめるべきである。
- セキュリティの確保においては、発行者のシステム，決済関連業者のシステム及び利用者の利用する端末の全過程において、実効的な安全性が確保されるべきことに留意すべきである（日弁連・2022年意見書）。

第5 加盟店管理等①

	第三者型 前払式支払 手段	資金移動	収納代行	包括クレ ジット	BNPL
参入規制・監督	○登録制	○登録制	×	○登録制	×
加盟店管理	○	×	×	○	×

<前払式支払手段の加盟店管理等>

- 前払式支払手段には、現行法上、登録拒否事由として、以下の定めがある（資金決済法10条1項3号）。

「前払式支払手段により購入若しくは借受けを行い、若しくは給付を受けることができる物品又は提供を受けることができる役務が、公の秩序又は善良の風俗を害し、又は害するおそれがあるもの※でないことを確保するために必要な措置を講じていない法人。」

※犯罪行為に該当するなどの悪質性が強い場合のみならず、社会的妥当性を欠き、又は欠くおそれがある場合を広く含む（金融庁・事務ガイドライン）。

第5 加盟店管理等②

- ・ 現行の金融庁・事務ガイドラインは、以下の具体的措置を求めている。
 - ① 加盟店契約を締結する際には、当該契約相手先が公序良俗に照らして問題のある業務を営んでいないかを確認しているか。
 - ② 加盟店契約締結後、加盟店の業務に公序良俗に照らして問題があることが判明した場合、速やかに当該契約を解除できるようになっているか。
 - ③ 加盟店契約締結後、加盟店が利用者に対して販売・提供する物品・役務の内容に著しい変更があった場合等には当該加盟店からの報告を義務付けるなど、加盟店契約締結時に確認した事項に著しい変化があった場合に当該変化を把握できる態勢を整備しているか。
 - ④ 各加盟店に対して、前払式支払手段の使用実績について、一定期間ごとに報告を求めているか。また、加盟店からの使用実績について管理している部署とは別の部署が、当該報告を受けた支払金額の正確性について検証する態勢となっているか。
- ・ 前払式支払手段発行者には、苦情の適切処理が義務づけられている（資金決済法21条の3）。
- ・ 前払式支払手段提供事業者については、決済代行業者が介在する場合も、委託先への指導等を通じて登録業者が自ら業務を行う場合と同様の権利が利用者に確保されることが求められる（資金決済法21条の2，前払式ガイドラインⅡ－3－3）。

第5 加盟店管理等③

<加盟店管理制度の意義>

- 決済事業者による加盟店管理は、悪質加盟店の排除により利用者の利益に資するのみならず、加盟店の業務の改善を促すことにも寄与し得るものであり、これらを通じて、**社会的に経済成長を促し得る**ことに着目すべきである。
 - 悪質加盟店への対応を社会的に進めるためには、**悪質加盟店に関する情報が広く決済事業者**に寄せられ、**共有されることが必要**である。※
- ※ 割賦販売法では、加盟店情報交換制度が設けられている（割販法35条の18）。

第5 加盟店管理等④

(求められる対応)

- **前払式支払手段**の加盟店管理義務について、決済代行業者が介在する場合も含め、加盟店管理の実効性について調査検討を行い、包括クレジットの加盟店管理義務に倣って、規律のさらなる具体化を行うべきである。
- **資金移動事業者**が加盟店と契約を締結し、商品やサービス購入代金の支払いとして行われる資金移動について、加盟店管理の制度を設けるべきである（日弁連・2019年意見書・意見の趣旨第5項（1））。
- **収納代行（エスクロー及びプラットフォーム）**について、加盟店契約及び加盟店管理の実態について調査・検討を行い、適切な加盟店管理の規律を検討すべきである。
- **決済業者**において、横断的に、加盟店における利用者等の保護に欠ける行為（その疑いがある行為及び当該行為の該当性判断が困難な行為を含む。）に関する情報の共有を図る仕組み、情報を受け付ける仕組みを整備すべきである。

第5 加盟店管理等⑤

(参考) 決済業者の損害賠償責任

- 東京高裁平成28年2月4日判決（サクラサイトに決済手段を提供した電子マネー発行会社の責任）は、加盟店の販売している商品・役務が公序良俗に反することを認識しながら又は認識することができたのに加盟店契約を継続した場合は、信義則上の義務に違反するものとして、債務不履行又は不法行為が成立しうるとする^{※6}（但し、本事案では責任を否定。）。
- 悪質な事案として、東京地裁平成29年5月10日判決^{※7}。サクラサイトの運営者に対して振込用の口座を提供していた「収納代行業者」とその代表取締役について、詐欺行為の「出し子」に当たることを十分認識していたとして、サイト運営者との間に共謀があり一体として詐欺行為を行っていたものと認定し、共同不法行為責任を認めた。
- 出会い系サイトのコンビニ収納代行事案における決済代行業者の責任を否定したものとして東京高裁平成27年9月30日判決。

※6 <http://www.zenso.or.jp/wp-content/uploads/JACAS179判例紹介.pdf>（全相協つうしん179号）

※7 http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201902_15.pdf

第6 消費者被害・犯罪行為の抑止と被害救済（犯収法等）①

	第三者型 前払式支払 手段	資金移動	収納代行	包括クレ ジット等	BNPL
参入規制・監督	○登録制	○登録制	×	○登録制	×
取引時確認	△*	○犯収法	×	○犯収法※	×

* 令和4年資金決済法改正により、高額電子移転可能型前払式支払手段（1回あたり10万円超の譲渡、1か月あたり累計30万円の譲渡）について、取引時確認義務。

※利用者の本人確認等は求められているが、加盟店の本人確認等は求められていない。割販法上の加盟店管理が行われ得るが、決済代行業者（特に海外）が介在する場合は捕捉が困難な場合がある。

- 犯罪収益移転防止法（犯収法）は、**犯罪行為や消費者被害の抑止、及びこうした行為の摘発や損害賠償に重要な機能**を果たしている。
- 他方、犯収法の規制対象でない取引では、行為者は**匿名性**を確保しつつ行為を行うことができる。こうした匿名性が、犯罪集団や悪質な事業者にとって、使い勝手の良いものとなり、犯罪行為や消費者被害の背景となっている。

第6 消費者被害・犯罪行為の抑止と被害救済（犯収法等）②

<前払式支払手段に関する問題>

- 我が国における前払式支払手段の利用実態では、2万円以下のチャージ・利用が一般的であり、少額であっても犯罪や消費者被害に悪用されるおそれがある^{※8}。サクラサイトや架空請求の事案では、1回あたり10万円以下の水準、1ヶ月あたりの累計30万円以下の水準でも発生している^{※9}。

<収納代行に関する問題>

- 阿武隈町誤振り込み事案における決済代行業者への出金（前出）
- スカイプレミアムインターナショナル社事案における収納代行（前出）
- 収納代行を利用した詐欺事案（前出）

※8 金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告書注166。

※9 クレジットリース被害対策弁護士団「前払式支払手段に関する規律についての意見書（令和4年2月8日）」等。

第6 消費者被害・犯罪行為の抑止と被害救済（犯収法等）③

（必要とされる対応）

- **高額電子移転可能型前払式支払手段**の範囲をより広く設定すべき（例えば、1回当たり2～3万円超、1か月当たりの累計額10万円超）である。
- 現行法で適用除外とされている**使用期間6か月以内の前払式支払手段**について、適用除外の対象から除外すべきである^{※10}。
- アカウントにリチャージができない**番号通知型電子移転可能型前払式支払手段**について、取引時確認の規制対象とすべきである^{※11}。
- **収納代行**について、取引時確認の対象とすべきである。
- 行為者特定による責任追及・被害回復を推進するため、弁護士法に基づく照会請求や裁判所の調査嘱託等に対する**決済業者**による情報開示をより積極的に促すべきである。

※10 なお、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告書注166。

※11 なお、金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」報告書注166。

第7 不正利用の補償①

	第三者型 前払式支払 手段	資金移動	収納代行	包括クレ ジット	BNPL
参入規制・監督	○登録制	○登録制	×	○登録制	×
無権限利用	×	×	×	×	×

(参考・不正利用をめぐる現状)

- 「情報セキュリティ10大脅威2021」個人の部（情報処理推進機構・2021年8月23日）
 - 1位：スマホ決済の不正利用。
 - 5位：クレジットカード情報の不正利用。
 - 6位：インターネットバンキングの不正利用。
- 「情報セキュリティ10大脅威2022」個人の部（情報処理推進機構・2022年3月10日）
 - 4位：クレジットカードの不正利用。
 - 5位：スマホ決済の不正利用。
 - 9位：インターネットバンキングの不正利用。
- 「情報セキュリティ10大脅威2023」個人の部（情報処理推進機構・2023年1月25日）
 - 4位：クレジットカードの不正利用。
 - 5位：スマホ決済の不正利用。

第7 不正利用の補償②

(求められる対応)

- 資金移動、収納代行、前払式支払手段等について、第三者による無権限取引が行われた場合の責任分担に関し、利用者が責任を負わないことを原則としつつ、過失のある利用者の責任を一定額に限定するルールを横断的に設けるべきである。なお、利用者の過失の立証責任は事業者に課すべきである（日弁連・2019年意見書・意見の趣旨第5項（3））。
- 不正利用の原因・機序について、決済業者から利用者への適切な情報提供を求めるべきである。
- 欧州のPSD2における規律も参考に、決済業者のセキュリティ対応を促進するとともに、利用者の責任の範囲を低額に限定する制度を設けるべきである。

第7 不正利用の補償③

(参考) 欧州における無権限取引の責任分担制度

- PSD 2 では、無権限取引について、原則として事業者が負うが、紛失・盗難・横領の場合、利用者が原則として50ユーロまでの責任を負う。もっとも、紛失・盗難・横領が利用者に予見不能の場合は事業者が責任を負う。
- PSD2では、決済サービス提供者に強力な認証手段の適用を求めている。強力な認証手段は、①利用者のみが知っている知識、②利用者のみが所持しているもの、③利用者の固有（生得）のうち、2つ以上の要素を用いた認証とされる。また、認証データの秘匿が守られるよう設計されていなければならない。
- 強力な認証手段を採用していない場合、利用者が不正をした場合を除いて、紛失・盗難・横領の責任は事業者とされる。

第8 個人情報・プライバシーの保護等①

(現状と課題)

- ・ 現行の法制は、個人情報の管理・漏洩防止に重点がある。
- ・ 個人情報の集中・集積、プロファイリングによるプライバシーの保護への脅威が懸念される。
- ・ ターゲティング広告による自己決定権への影響も懸念される。



(対応の方向性)

- ・ 管理・漏洩防止から、**利活用の適正確保**を旨とした規律・運用が必要である
- ・ **透明性の確保、個人情報の管理への個人の関与（可能性）の確保**が必要である。

第8 個人情報・プライバシーの保護等②

<日弁連・2021年意見書>

賃金ペイ払いにより、労働者の賃金が指定資金移動業者に開設したアカウントに送金され、当該アカウントから当該資金移動業者を通じて購入した商品・サービスの対価が支出され、さらに、消費時のポイントサービス等を通じて購入履歴情報が資金移動業者に取得されるようになると、資金移動業者は、個人の収入・支出の変動や消費動向・嗜好等に関する情報について、取得・蓄積して、分析・データベース化し得ることとなる。

現在の高度消費社会において、賃金ペイ払いが導入されれば、労働者の「収入」「支出」の詳細が資金移動業者に把握され、「その人をその人たらしめている」要素を相当程度の確度で把握することが技術的に可能となり得る。かかる事態は、個人情報やプライバシーの保護との関係で緊張をはらむものであり、その利活用にはより慎重な配慮を要する。

第8 個人情報・プライバシーの保護等③

(求められる対応)

- **決済業者**における個人情報の利活用は、顧客が合理的に想定できる、目的の範囲内において行われるべきことを的確に求めるべきである。特にプロファイリングに基づく働きかけが行われるときには、かかる過程の透明性が確保されるべきである。
- **決済業者**の兼業業務との間における顧客情報の利用・提供の同意に当たっては、顧客がどのような情報があつて、それがどの範囲で共有され、どのように利用することとされているのか、利益相反関係等いかなる事態が生じ得るのかなどについて、具体的な認識を持って同意を行うことができることが必要である。また、利用契約継続中は、顧客が、前記事項を容易に確認でき、かつ、変更できるようにすべきである。（日弁連・2022年意見書・注42）



決済制度の現状と課題
～資金決済法関連を中心に～

ご清聴ありがとうございました。